（様式第１号別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び五條市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に五條市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に、五條市移住支援金交付要綱第３（２）又は（３）に定める移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：

全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に五條市以外の市区町村に転出した場

合：半額

３　以下の事項の全てに該当します。

（１）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。世帯向け

の金額を申請する場合は、申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反

社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（２）日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者

等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（３）申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、奈良県及び五條市が認める場合を除く。